

●お知らせ●

全国一斉の緊急情報  
伝達訓練を実施

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報の情報伝達訓練が実施されます。

本市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆さんへお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

日時 11月29日(火) 午前11時頃

11月29日(火) 午前11時頃

市内43カ所に設置してある防災行政無線や戸別受信機から次の放送内容が一斉に放送されます。

①防災行政無線チャイム

②これは、テストです」(3回)

③「こちらは、防災枕崎市です」

④防災行政無線チャイム

※Jアラート＝地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

問合せ 総務課危機管理対策係 TEL 72-11111(内線2)

訓練内容 市内43カ所に設置してある防災行政無線や戸別受信機から次の放送内容が一

斉に放送されます。

①防災行政無線チャイム

②これは、テストです」(3回)

③「こちらは、防災枕崎市です」

④防災行政無線チャイム

※Jアラート＝地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

問合せ 総務課危機管理対策係 TEL 72-11111(内線2)

員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

国民が司法に参加する制度です。ぜひ、ご協力ください。

なお、分からぬ点について

は、それとの間合せ先へお尋ねください。

問合せ

・裁判員にすること

鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係 TEL 099-222-7157

・検察審査員にすること

鹿児島検察審査会事務局 TEL 099-808-3719

生徒募集説明会を開催します。

日時 11月23日(水) 午前10時～正午

場所 市民会館第2会議室

対象種目

◎自衛官候補生(男子)募集

募集資格 18歳以上27歳未満の男子(平成29年4月1日時点受付期間 11月30日(水)まで試験日 12月10日(土)○高等工科学校生徒募集

募集資格 中卒(見込み含む)  
以上17歳未満の男子

香港輸出セミナー&個別商談会を開催

香港輸出セミナー&個別商談会が、貿易アドバイザーセミナーと共に実施されます。内容は、初心者向けの貿易実務のほか、JETRO鹿児島の新輸出大国コンソーシアムによる海外展開を図る中堅・中小企業等に対する総合

かごしま子ども・若者総合相談センターでは、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者やその保護者を対象とした巡回相談会を開催します。

◎障害児福祉手当

重度の障害児(概ね3歳以上20歳未満)で、日常生活において常に介護を必要とする方において常に介護を必要とする方に手当を支給するものです。

申請にあたっては、それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます(ただし20歳未満を除く)。選定された候補者の方へは、11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者」に選ばれた皆さんへ

公園利用者の皆さんへ

公園は、さまざまな人が利用します。他の利用者に迷惑がかからないように次のルールとマナーを守り、快適に楽しく利用しましょう。

◎ゴミのポイ捨て禁止＝空き缶、紙くずなどは、必ず持ち帰ってください。

◎ゴルフ練習は禁止＝公園内でゴルフの練習をすることは、帰つてください。

◎ゴルフ練習は禁止＝空き缶、紙くずなどは、必ず持ち帰つてください。

14) ◎遊びでの危険な遊びはやめましょう。また、幼児だけでの遊びはさせないで保護者が遊びをして冒険や挑戦での遊びとしての機能があり、遊びの中から事故の回避能力や判断力を育み、子どもの成長に欠かせない施設です。そのため、危険性も内在しております。特に自己判断力が十分でない年齢の子どもは、保護者が同伴する必要があります。

遊びを通して冒険や挑戦での遊びとしての機能があり、遊びの中から事故の回避能力や判断力を育み、子どもの成長に欠かせない施設です。そのため、危険性も内在しております。特に自己判断力が十分でない年齢の子どもは、保護者が同伴する必要があります。

合せて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介します。ぜひご覧ください。(http://www.nta.go.jpまたは「国税庁」を検索)。

問合せ 知覧税務署 TEL 83-2411 ※自動音声案内

期間 11月14日(月)～20日(日) 時間 平日午前8時30分～午後7時、土・日午前10時～午後5時

相談先 0570-070-810(全国共通ダイヤル)

運動期間です。

暴力は、いかなる場合でも、決して許されるものではありません。特に、配偶者等から暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人权を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を契機に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

問合せ 企画調整課政策推進係 TEL 72-11111(内線2)

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、いかなる場合でも、決して許されるものではありません。特に、配偶者等から暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人权を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を契機に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

問合せ 企画調整課政策推進係 TEL 72-11111(内線2)

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持つている税について、その意義(必要性)や役割(使途)を分かりやすく説明することで、国民の皆さんの税に対する理解をより深めていただくために設けています。今年のテーマは「くらしを支える税」です。

「税を考える週間」の実施に

11月11日から17日は「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持つている税について、その意義(必要性)や役割(使途)を分かりやすく説明することで、国民の皆さんの税に対する理解をより深めていただくために設けています。今年のテーマは「くらしを支える税」です。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性をめぐるさまざまな人々の権問題の解決を図ることを目的に実施します。相談内容は問いません。

相談には、法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密厳守されます。

問合せ 鹿児島地方法務局人権擁護課 TEL 099-259-0684